21世紀の森相撲場解体撤去工事

図　面　目　録

図面番号	図　面　名　称	図面番号	図　面　名　称	図面番号	図　面　名　称
K-01	建築解体工事特記仕様書(その1)	K-16	小　屋　伏　図	E-01	解体工事特記仕様書(電気設備)
K-02	建築解体工事特記仕様書(その2)	K-17	軸　組　図	E-02	電気設備図（撤去）
K-03	案内図・配置図	K-18	部　材　リ　ス　ト	E-03	電気設備図（光ケーブル張替）
K-04	工　事　範　囲　図	K-19	部　材　詳　細　図	M-01	機械設備図（撤去）
K-05	建物概要・求積図・仕上げ表	K-20	横断図（参考図）		
K-06	平　面　図				
K-07	屋　根　平　面　図				
K-08	断　面　図				
K-09	立　面　図　①				
K-10	立　面　図　②				
K-11	部　分　詳　細　図				
K-12	天　井　伏　図				
K-13	整地レベル計画図				
K-14	仮　設　計　画　図				
K-15	基　礎　伏　図				

令和八年度
名護市教育委員会

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	図　面　目　録
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	N／S
摘　要				図面番号	A-00
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称　株式会社 興設計
					資格者氏名　具志堅　興亨　第333823号
					登録番号　第152-2461号
					所　在　地　名護市大中1丁目20番11号

建築物解体工事特記仕様書沖縄県土木建築部

令和8年7月改定版

1 工事概要

(1) 工　事　名　：21世紀の森相撲場解体撤去工事
(2) 工 事 場 所　：名護市 港 地内　（地域地区等：準住居、一種住居）
(3) 敷 地 面 積　：　ー　㎡
(4) 工 事 種 目　：別紙 工事範囲図参照

ア 建築物

建築物の名称	21世紀の森相撲場			
主要用途	相撲場			
構造及び階数	鉄骨造			
工事種別	解体工事			
建築面積	225.41	㎡	㎡	㎡
延べ面積	203.11	㎡	㎡	㎡

イ 工作物及び立木

工作物等の名称	立木	屋外灯	石材縁石
数量	131本	2基	74.2m

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 8年 11月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 建築工事仕様

(1) 標準仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書」[令和4年版](以下「共通仕様書」という。)による。

(2) 特記仕様
ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。
「・」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。
「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。
ウ 項目及び特記事項に記載の(　.　.　)内表示番号は、共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

4 その他

(1) 暴力団員等による不当介入の排除対策
受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)」に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。
ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(2) ウィークリースタンスの実施
工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。
当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gjjiken/kankeitosyo.html

(3) 工事監理業務への協力等
ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。
エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(4) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて
本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(5) 下請業者の県内企業優先活用
請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(6) 不発弾等発見時の処理について
本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。
また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(7) ダンプトラック等の過積載等の防止について
ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。
ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。
オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。
カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。

(8) 不正軽油の使用の禁止等について
ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(9) ガイドライン等の遵守について
設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(10) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について
ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。
また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。
イ
発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】
https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】
https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf
【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

(11) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知
落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20 条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。
https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	①適用基準等	(1)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」(平成12年法律第104号) (2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」(昭和45年法律第137号) (3)「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日 国土交通省告示第496号) (4)「建設副産物適正処理推進要綱」[国土交通省][平成14年5月] (5)「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」[国土交通省][平成15年7月] (6)「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領」[沖縄県土木建築部][平成25年12月]
	②工事実績情報の登録 (1.1.4)	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。
	③工事の一時中止に関する事項(1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	4 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事　【　　方式】 【以下から選択:発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【　日間】を設定した工事である。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式－1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。
	5 電気保安技術者(1.3.3)	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。
	⑥施工中の安全確保及び環境保全等 (1.3.6)(1.3.9)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用すること。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5～260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン
	7 交通安全管理(1.3.7)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号)
	⑧発生材の処理等(1.3.10)	(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 発生材の種類 発注者に引き渡すもの 現場において再利用を図るもの (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。 (4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市 港 地内			図面名称	建築解体工事特記仕様書(その1)	
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮　尺	ー	
摘　要				図面番号	K-01	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計
					資格者氏名	具志堅 興亨 第333823号
					登録番号	第152-2461号
					所 在 地	名護市大中一丁目20番11号

章	項目	特記事項
1 一般共通事項〈続き〉	9 主任技術者・監理技術者	(1) 工事請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合9,000万円）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 【現場施工に着手する日が確定している場合】 請負契約の締結の日の翌日から令和　年　月　日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。 【現場施工に着手する日が確定していない場合】 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者等の資格 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。 ・ 1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士（建築部門又は総合技術管理部門（建築））又は実務経験（※1）を有する者 ・ 2級土木施工管理技士(土木)、2級建築施工管理技士(建築又は躯体)、とび技能士(1級)、建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士又は実務経験(※2)のいずれかを有する者 ※1 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請けとして4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者。 ※2 解体工事に関し大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験を有する者。とび技能士（2級）については、合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者。 ※ 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。 (3) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。 (4) コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の解体作業時は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を現場に常駐させること。 (5) 解体工事を適切に施工するため、解体作業時は解体工事施工技士を現場に配置することが望ましい。
	10 主任技術者又は監理技術者の兼務	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。
	11 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 【○火災保険○建設工事保険 ○組立保険 ○請負業者賠償責任保険】 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

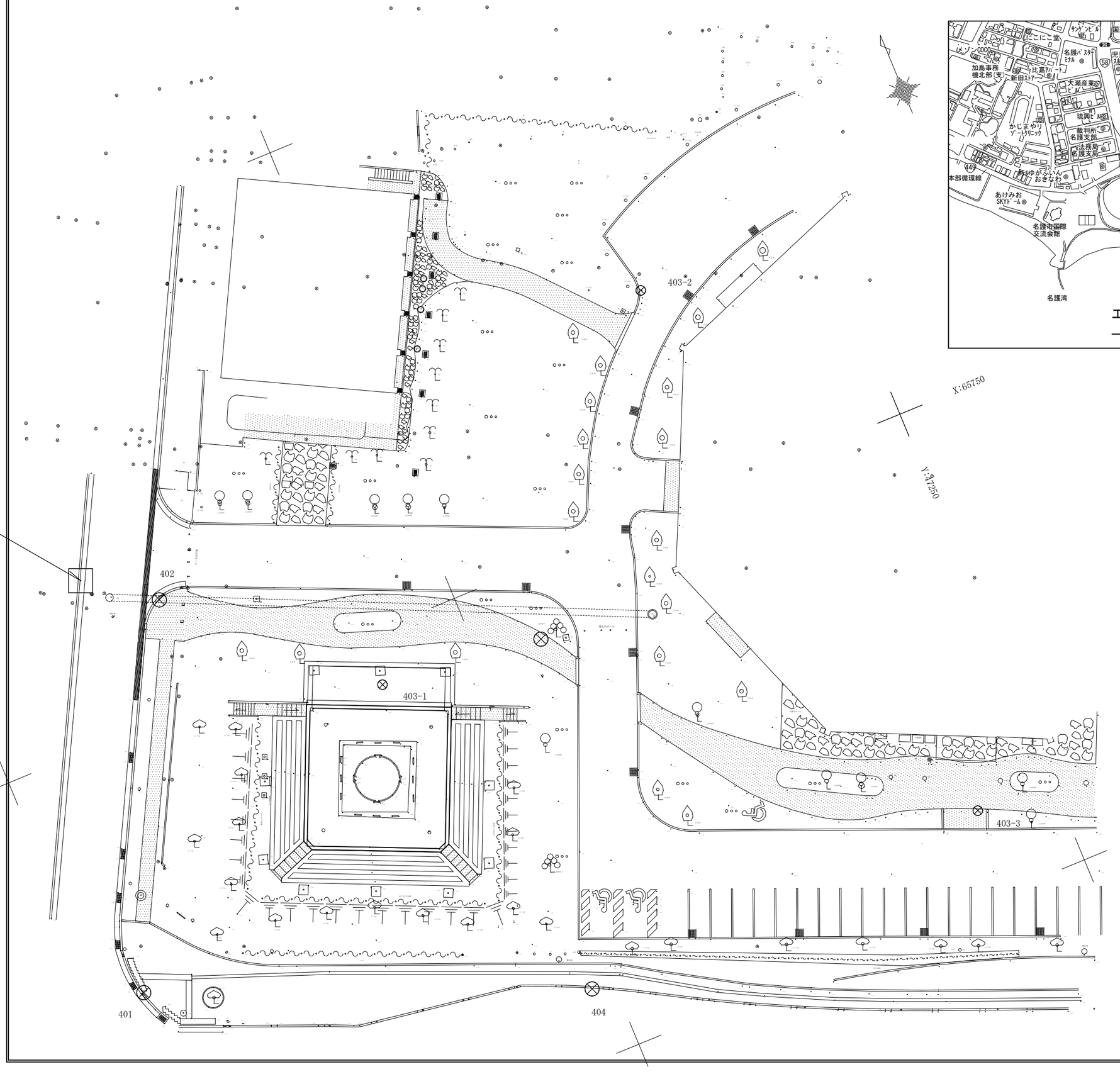
	12 ゆいくる材について	(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと イ 受注者は、工事請負代金額が 500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。
	13 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
	14 情報共有システム	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に、利用する情報共有システムが推奨するパソコンOS及びブラウザの環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）
	15 建設発生土の処理 (1.3.10)	建設発生土の処分は次による。 ・ 構外搬出適切処理 搬出先名称（　　） 搬出先所在地（　　） 運搬距離（　　km　　） 搬出先基準（条件）（　　） ・ 構内堆積　　○構内敷きならし
	16 石綿含有建材の事前調査 (1.5.1)	(1)石綿含有建材の事前調査 調査の範囲【 ・施工範囲と同一 ・　　】 既存の設計図書の貸与【 ・有り ・無し ・　　】 石綿含有建材の調査報告書【 ○有り ・無し ・ (2)分析調査 ・「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18 年 8 月21 日 基発第0821002 号、最終改正 令和3年12月22日基発1222 第17号）
	17 施工数量調査 (1.5.2)	施工に先立ち実施する施工数量調査の範囲及び調査方法 調査の範囲【 ・施工範囲と同一 ・　　】 調査の方法【　　】
	18 墜落制止用器具	・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。
	19 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。
	20 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について	・ 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。

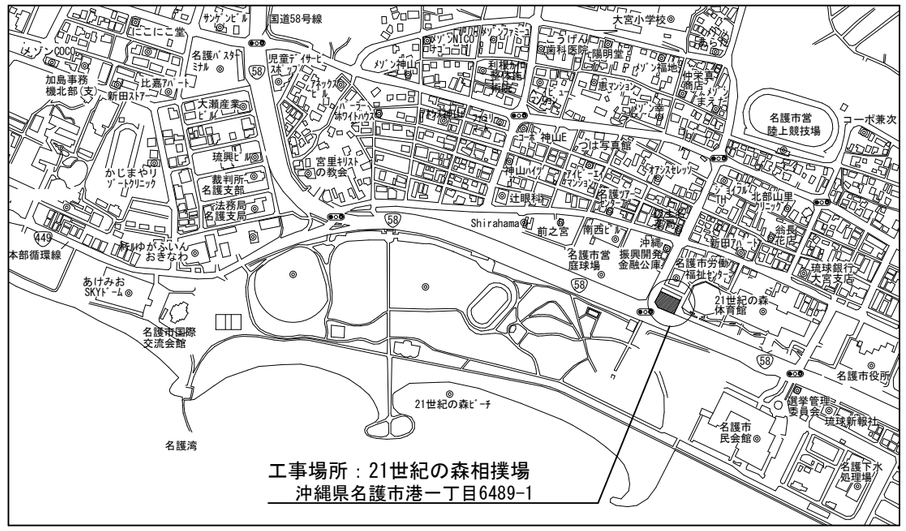
2 仮設工事	① 工事用水	構内既存の施設：【○利用不可 ・利用できる（・有償 ・無償）】
	② 工事用電力	構内既存の施設：【○利用不可 ・利用できる（・有償 ・無償）】
	③ 環境対策について	(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。 (2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。
	④ 仮囲い	(1) 設ける。（範囲、位置及び延長等は図示による。） (2) 防音パネル等を取付ける足場等の設置範囲及び高さ:
	5 足場	・ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
	6 監督員事務所 (2.3.1)	規模（㎡） 仕上げ：床／内壁・天井／屋根 備品の種類及び数量
	⑦ 電気設備の調査等	解体する建築物に関わる電力、防災及び弱電設備の引き込み等は、事前に十分調査を行い、切り廻し等の措置を施した上で建築物の解体を行うこと。
	⑧ 機械設備の調査等	解体する建築物に関わる給水及び排水の配管や汚水枡等については、事前に十分調査を行い、切り廻し等の措置を施した上で建築物の解体を行うこと。
3 解体施工	① 事前措置 (3.2.1)	事前措置の内容 ・ 各種設備機器の停止確認 ・ ・ ・ ・
	2 杭の解体 (3.9.2)	(1) 杭の解体：【・行う ・行わない】 (2) 杭の解体工法: (3) 杭の処理方法: (4) 杭を残置する場合は、転落防止等の処置を行うこと。
	③ 構内舗装等 (3.11.1)	樹木等の伐採及び移植の数量及び範囲等は、図示による。
	④ 地下埋設物及び埋設配管等 (3.12.1)	(1) 地下埋設物の解体：【○行う ・行わない】 (2) 埋設配管の解体：【○行う ・行わない】
	⑤ 埋戻し、盛土及び整地 (3.13.1)	(1) 埋戻し及び盛土：【○行う ・行わない】 (2) 埋戻し及び盛土を行う場合の土の種別: 【 ・A種 適用場所（　　） ・B種 適用場所（　　） ・C種 適用場所（　　） 土質（　　） 受渡場所（　　） ・D種 適用場所（　　） 】 (3) 整地の高さ：【○現況GL ・図示による】 (4) 解体後の敷地境界には、木杭及びビニールロープ等により囲障を設置すること。
4 建設廃棄物の処理	① 再資源化等 (4.4.1)	(1) 建設廃棄物及び建設資材廃棄物の再資源化 建設廃棄物の種類／施設までの距離（Km）／備考 コンクリート／4.4 km／ 岩石類／6.0 km／ 金属類／ (2) 指定建設資材廃棄物としての木材の縮減等：【・行う ・行わない】 (3) 再資源化された建設廃棄物の現場での使用：【・行う ・行わない】
	② 最終処分 (4.4.3)	建設廃棄物の種類／施設までの距離（Km）／備考 防水類／60.0km／ 混合廃棄物／60.0km／
	3 処理に注意を要する建設廃棄物(4.5.1)	建設廃棄物種類／処理の方法等
	4 石膏ボードの処理方法 (4.5.1)	石膏ボードの種類: 石膏ボードの処理方法:

5 特別管理産業廃棄物の処理	1 特別管理産業廃棄物 (5.1.2) (5.4.1)	種類／分析調査／保管・処分／施設までの距離（Km） 【・行う ・行わない】／【・保管 ・処分】／ 【・行う ・行わない】／【・保管 ・処分】／ 【・行う ・行わない】／【・保管 ・処分】／ 【・行う ・行わない】／【・保管 ・処分】／
6 石綿含有建材の除去及び処理	1 石綿粉じん濃度測定 (6.1.3)	石綿粉じん濃度の測定時期、測定場所及び測定点数 測定時期／測定場所／測定点数／備考 処理作業中／セキュリティーゾーン入口／1点／空気の流れを確認 処理作業中／負圧・除じん装置の排出口／1点／除じん装置の性能確認 処理作業中／施工区画周辺又は敷地境界／4方向各1点／ 処理作業後（隔離シート除去前）／処理作業室内／2点／ 処理作業後（隔離シート除去前）／施工区画周辺又は敷地境界／4方向各1点／
	2 石綿含有吹付け材の除去 (6.3.2)(6.3.3)	(1) 除去工法: (2) 飛散防止措置: ・湿潤化 ・固形化 (3) 処分方法:
	3 石綿含有保温材等の除去 (6.4.1)~(6.4.3)	(1) 除去工法: (2) 飛散防止措置: ・湿潤化 ・固形化 (3) 処分方法:
	4 石綿含有成形板の除去 (6.5.3)	(1) 処分方法:
	5 石綿含有仕上塗材の除去 (6.6.1)	(1) 除去工法: (2) 処分方法:
7 特殊な建設副産物の処理	1 特殊な建設副産物 (7.1.3) (7.3.1)	種類／分析調査／回収・処分／施設までの距離（Km） 【・行う ・行わない】／【・回収 ・処分】／ 【・行う ・行わない】／【・回収 ・処分】／ 【・行う ・行わない】／【・回収 ・処分】／ 【・行う ・行わない】／【・回収 ・処分】／

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度
工事場所	名護市 港 地内			図面名称	建築解体工事特記仕様書（その2）
発注機関	名護市教育委員会 教育施設課			縮尺	ー
摘要				図面番号	K-02
検印	管理建築士	設計	製図	設計者 名称	株式会社 興設計
				資格者氏名	具志堅 興亨 第333823号
				登録番号	第152-2461号
				所在地	名護市大中一丁目20番11号

S＝1/500



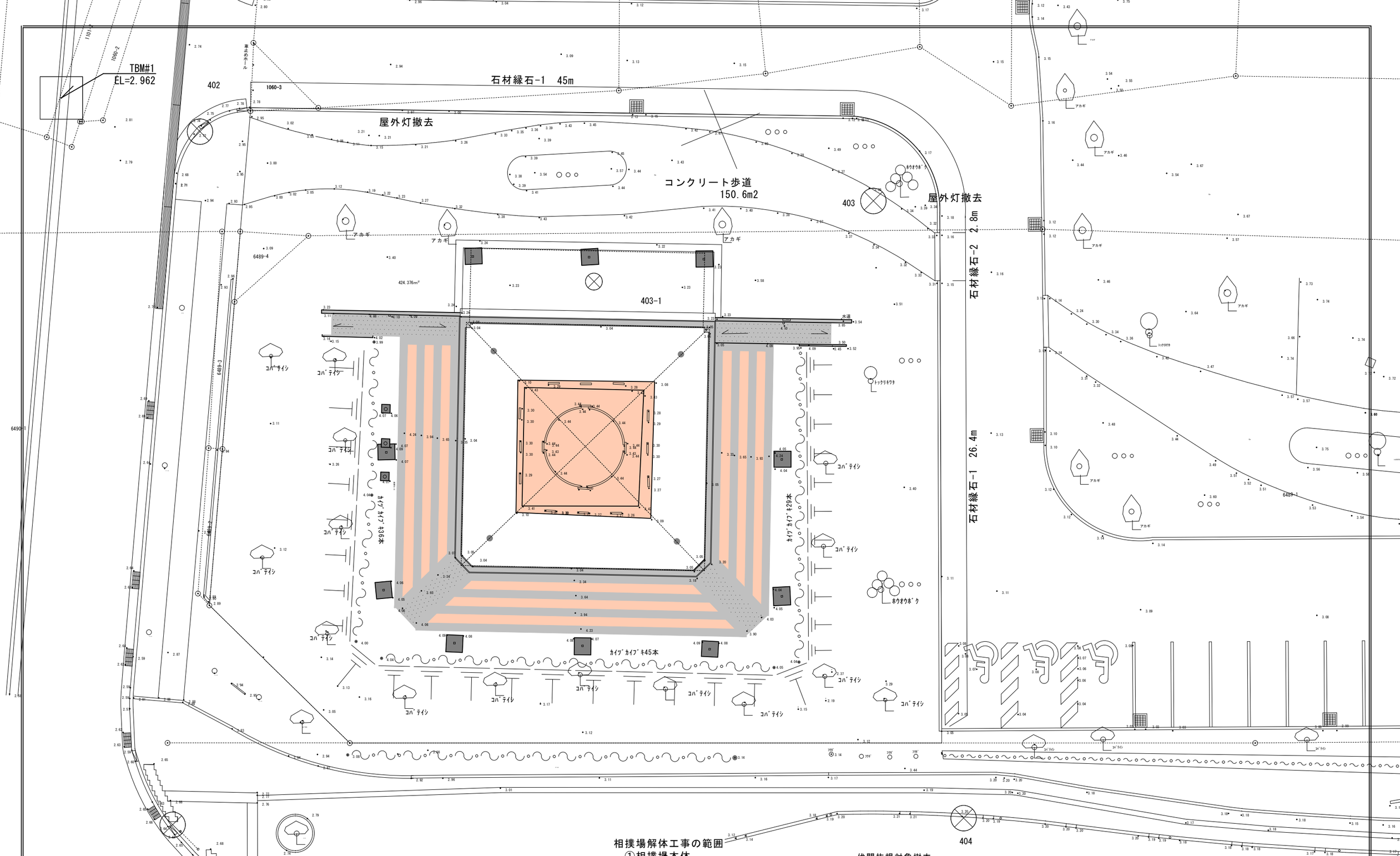


凡例

	ヤシ科樹林
	コバテイシ
	ア カ ギ
	ホウオウボク
	トックリキワタ
	芝 地

配 置 図　S=1/200

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度		
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	案内図・配置図		
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	A1：S＝1/200　　A3:S=1/400		
摘　要				図面番号	K-03		
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計	
					資格者氏名	具志堅　興亨　　第333823号	
					登録番号	第152-2461号	
					所　在　地	名護市大中1丁目20番11号	



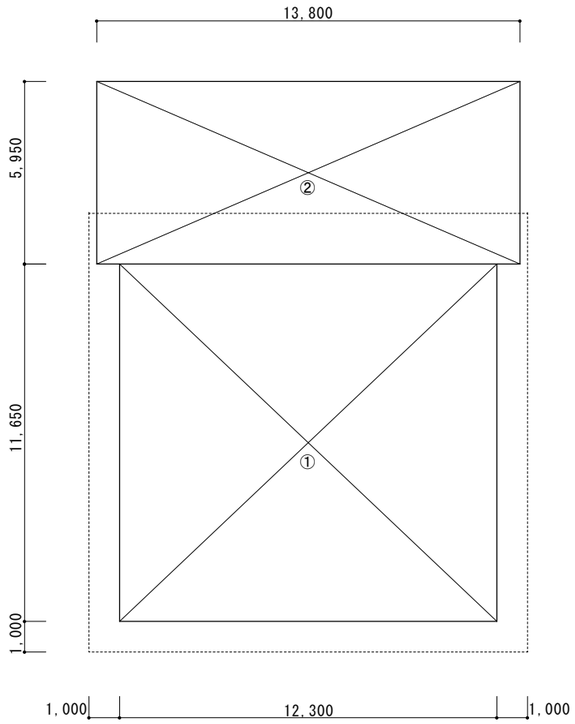
工事範囲図　S=1/100

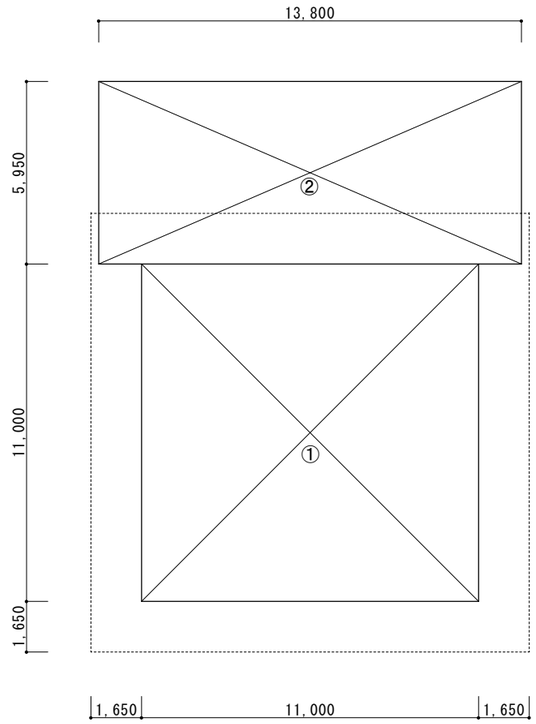
相撲場解体工事の範囲
①相撲場本体
②排水側溝
③観覧席
④付帯設備（電気・水道）
⑤その他相撲場に付帯する工作物
⑥樹木の伐採抜根処分
⑦屋外灯(基礎)撤去×２基
⑧コンクリート歩道・歩車道境界ブロック取り外し(再利用)
⑨解体後の整地

伐開抜根対象樹木

	コバテイシ	15本
	アカギ	3本
	ホウオウボク	2本
	トックリキワタ	1本
	カイヅカイブキ	110本

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	工事範囲図	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮尺	A1：S＝1/200　A3:S=1/400	
摘要				図面番号	K-04	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	株式会社 興設計
					資格者氏名	具志堅　興亨　第333823号
					登録番号	第152-2461号
					所在地	名護市大中1丁目20番11号





敷地・建物概要

地番	：沖縄県名護市　港　地内
敷地面積	：　－　㎡
構造	：鉄骨造　平屋建て(ｽﾎﾟｰﾂ練習場)
建物高さ	：6.455m
用途地域	：第1種住居地域、準住居地域
建蔽率	：60%
容積率	：200%
延床面積	：203.11㎡
建築面積	：225.41㎡

建築面積

①	12.300	× 11.650	＝	143.30
②	13.800	× 5.950	＝	82.11
		合計		225.41㎡

面積求積図　S=1/100

延床面積

①	11.000	× 11.000	＝	121.00
②	13.800	× 5.950	＝	82.11
		合計		203.11㎡

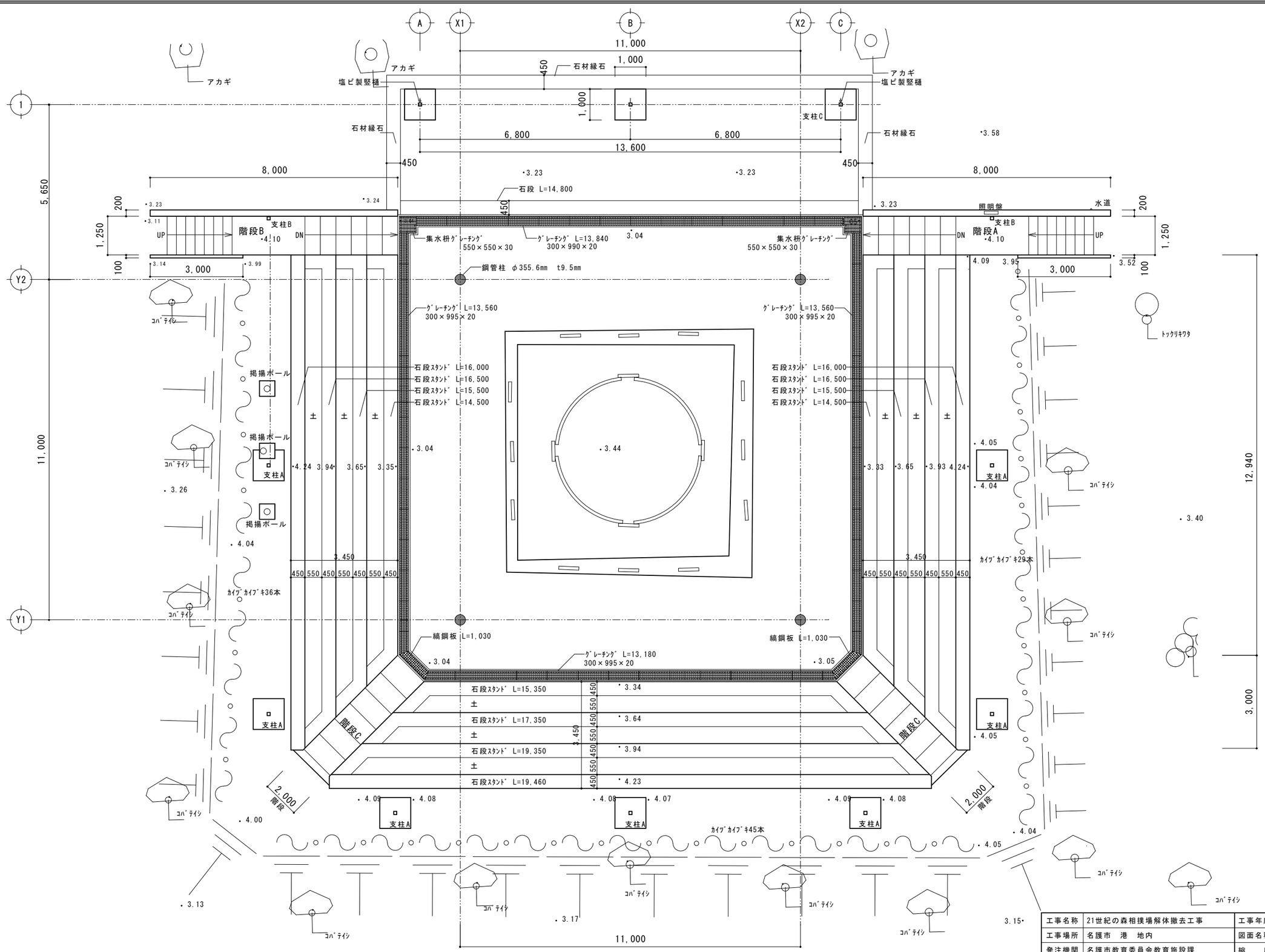
内部仕上表

階	室　名	床　高	天井高	床 下 地	床 仕 上	巾木	壁 下 地	壁 仕 上	廻り縁	天 井 下 地	天 井 仕 上	備　考
1階	相撲場	－	－	－	－	－	－	－	－	－	厚25mm 木毛ｾﾒﾝﾄ板	－

外部仕上表

屋　根	柱	石段スタンド	側　溝	集水桝	階　段	備　考
厚0.4mm 金属製横葺き屋根 厚0.27mm ｶﾞﾙﾊﾞﾆｳﾑ鋼板製波板 下地：ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ	EP塗装仕上げ	H＝500、D＝450 本部石	側溝 U300 ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ 995×300×20	650×650　D550 ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ 550×550×30	ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾃ仕上げ 手すり壁：ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し補修	

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	建物概要・求積図・仕上表	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	A1：S＝1/100　A3:S=1/200	
摘　要				図面番号	K-05	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計
					資格者氏名	具志堅　興亨　第333823号
					登録番号	第152-2461号
					所　在　地	名護市大中1丁目20番11号



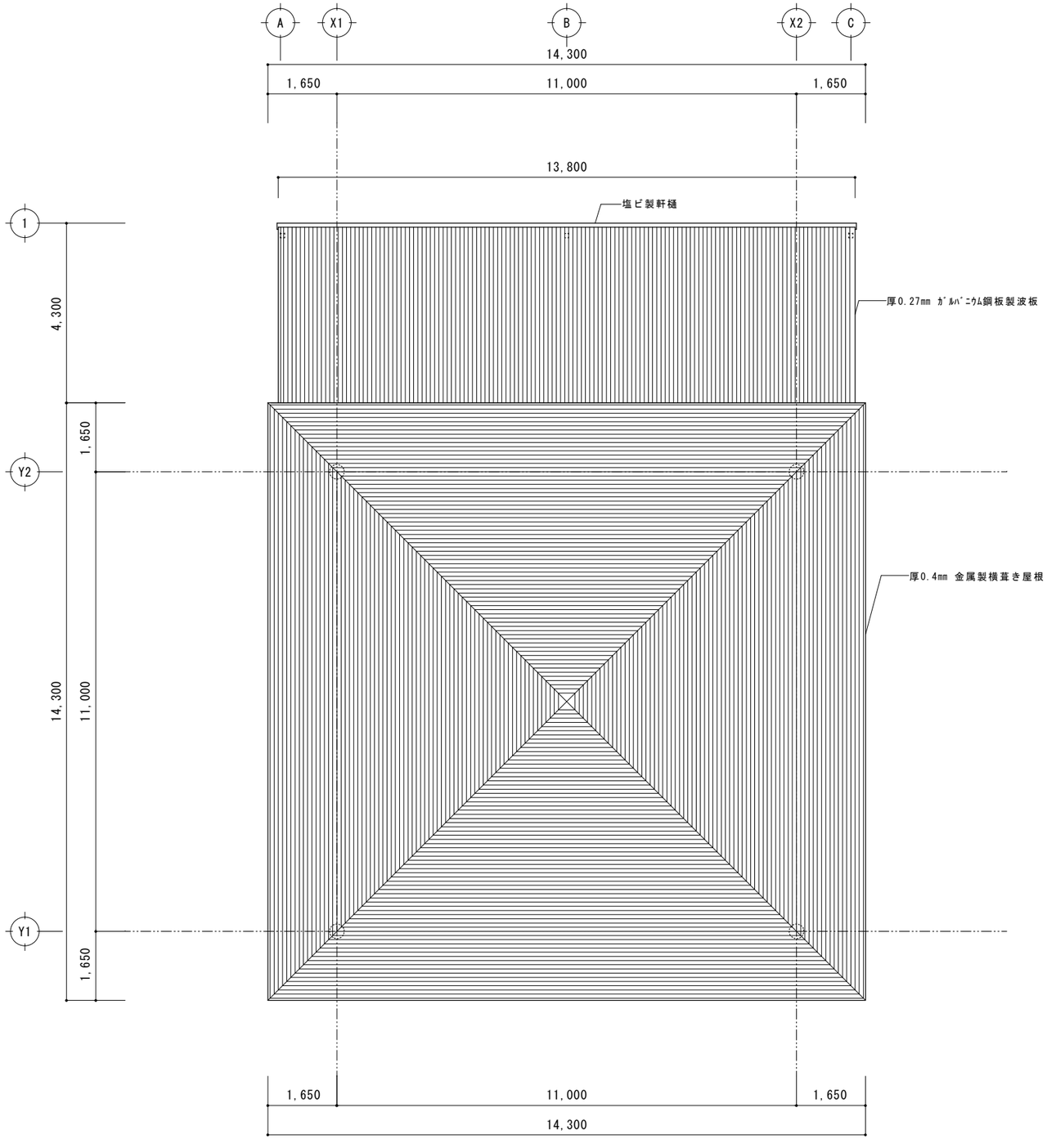
平 面 図　S=1/60

※石段スタンド・石材縁石・石段は再利用の為、
古我知ヤードへ運搬する。

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所	名護市　港　地内	図面名称	平　面　図
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮　尺	A1：S＝1/60　　A3:S=1/120
摘　要		図面番号	K-06

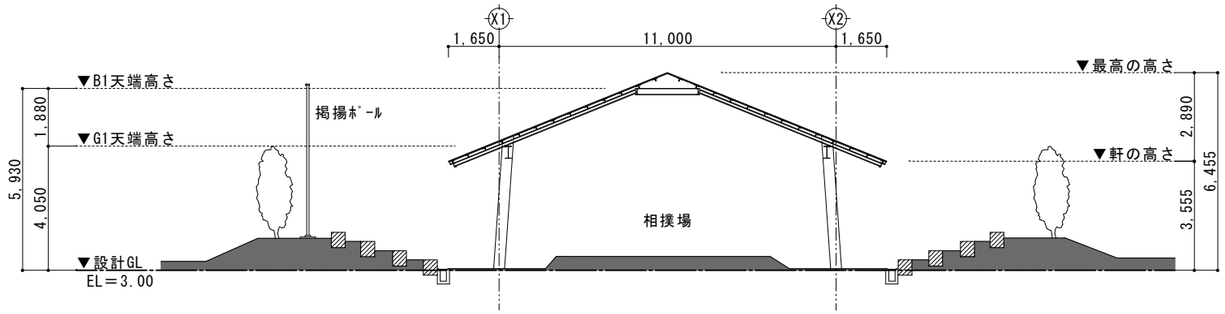
検印	管理建築士	設　計	製　図

設計者		
	名　称	株式会社 興設計
	資格者氏名	具志堅　興亨　　第333823号
	登録番号	第152-2461号
	所在地	名護市大中1丁目20番11号

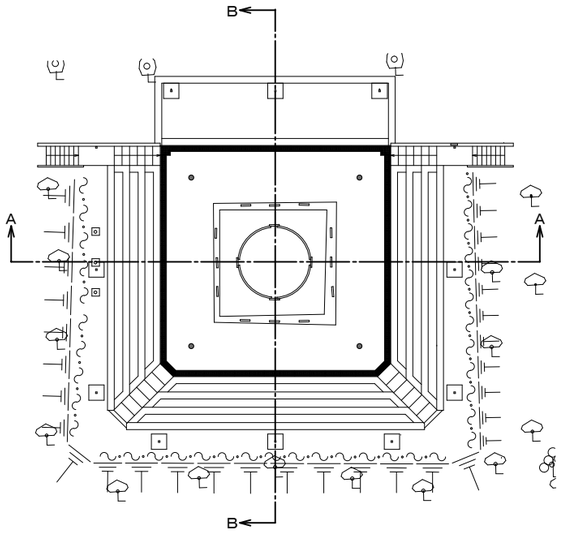


屋根平面図　S=1/60

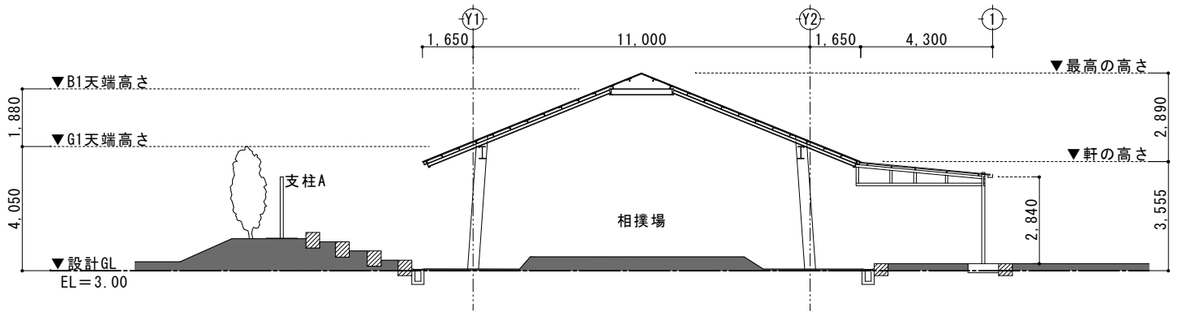
工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	屋根平面図	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	A1：S＝1/60　A3:S=1/120	
摘　要				図面番号	K-07	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計
					資格者氏名	具志堅　興亨　第333823号
					登録番号	第152-2461号
					所　在　地	名護市大中1丁目20番11号



Ａ－Ａ断面図 S=1/100

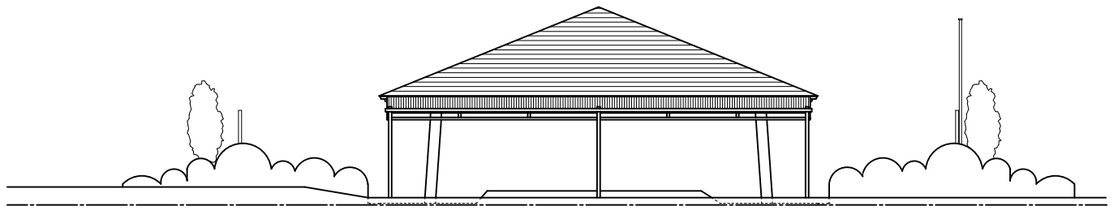


断面図KEYPLAN

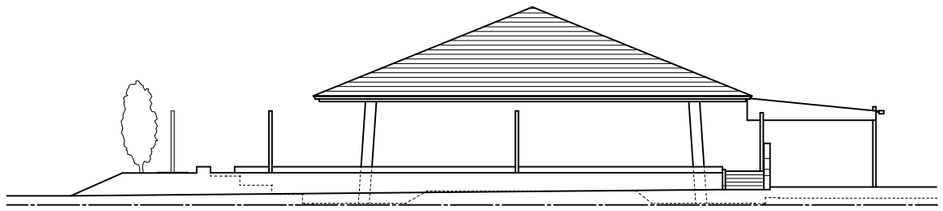


Ｂ－Ｂ断面図 S=1/100

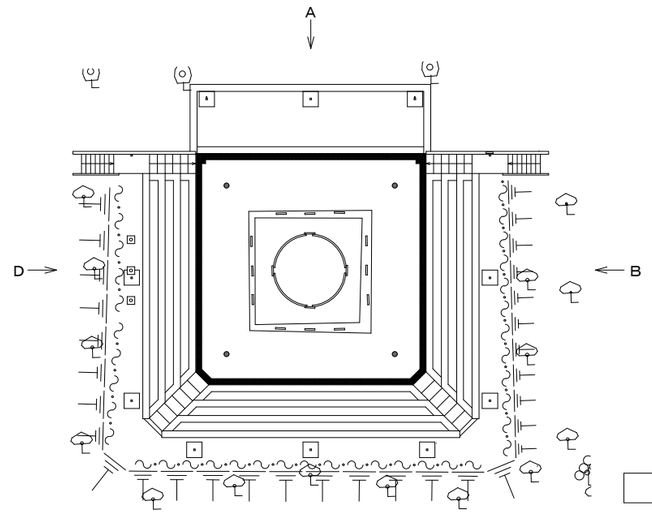
工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	断　面　図	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	A1：S＝1/100　A3:S=1/200	
摘　要				図面番号	K-08	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計
					資格者氏名	具志堅　興亨　第333823号
					登録番号	第152-2461号
					所　在　地	名護市大中1丁目20番11号



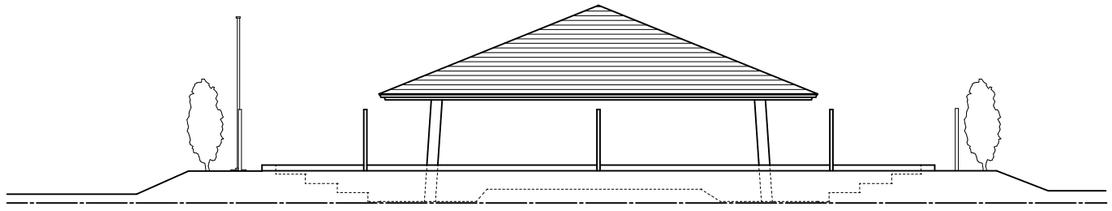
A 立 面 図　S=1/100



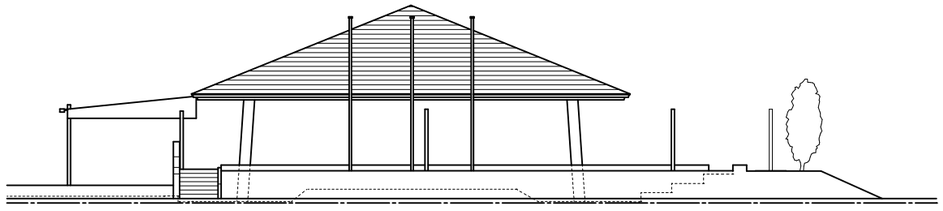
B 立 面 図　S=1/100



立面図KEYPLAN

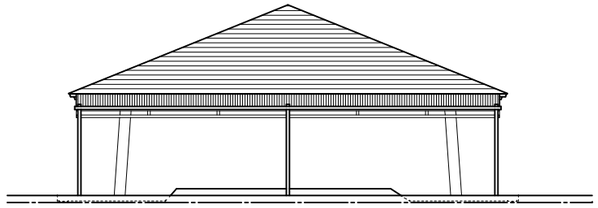


C 立 面 図　S=1/100

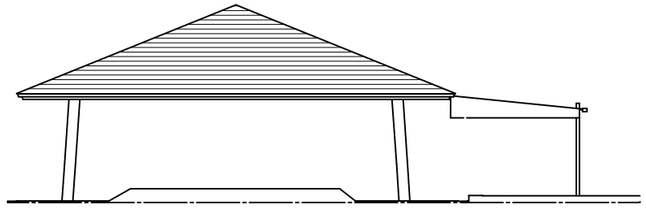


D 立 面 図　S=1/100

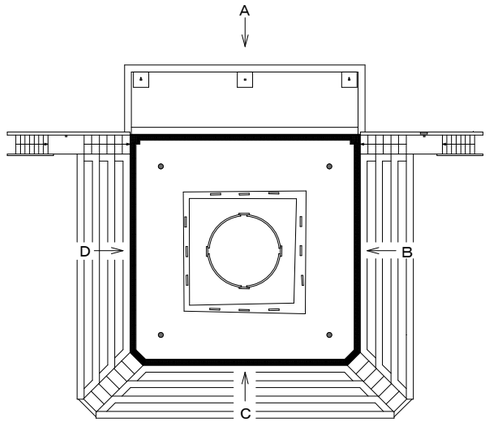
工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	立 面 図 ①	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	A1：S＝1/100　　A3:S=1/200	
摘　要				図面番号	K-09	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計
					資格者氏名	具志堅　興亨　　第333823号
					登録番号	第152-2461号
					所　在　地	名護市大中1丁目20番11号



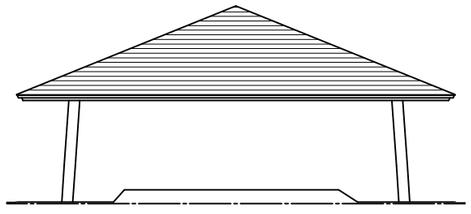
A 立 面 図　S=1/100



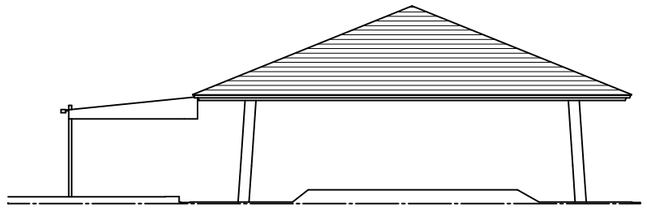
B 立 面 図　S=1/100



立面図KEYPLAN

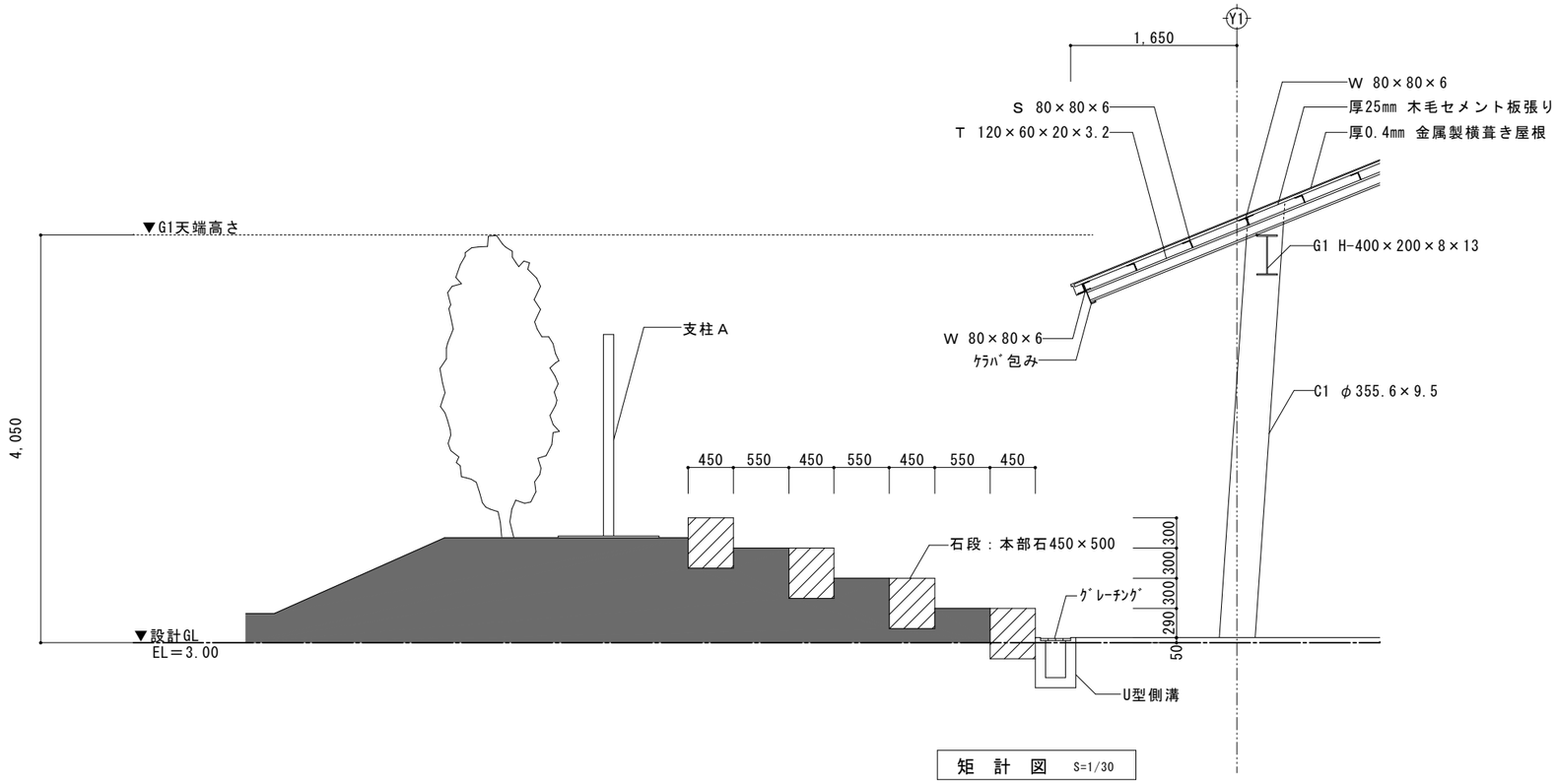


C 立 面 図　S=1/100

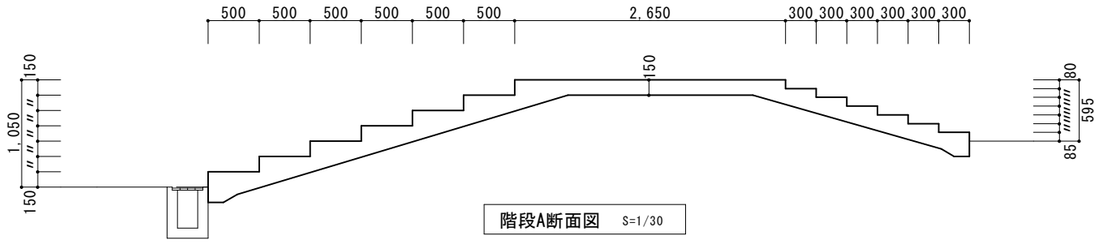


D 立 面 図　S=1/100

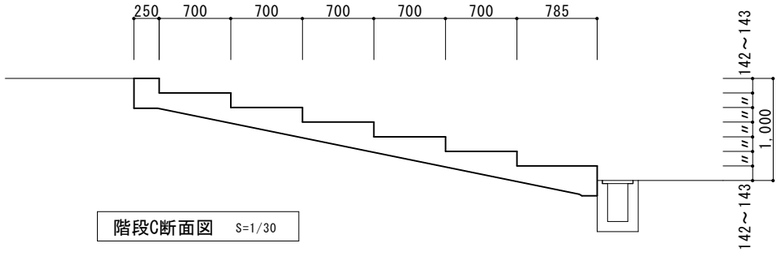
工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	立 面 図 ②	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	A1：S＝1/100　　A3:S=1/200	
摘　要				図面番号	K-10	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計
					資格者氏名	具志堅　興亨　　第333823号
					登 録 番 号	第152-2461号
					所　在　地	名護市大中1丁目20番11号



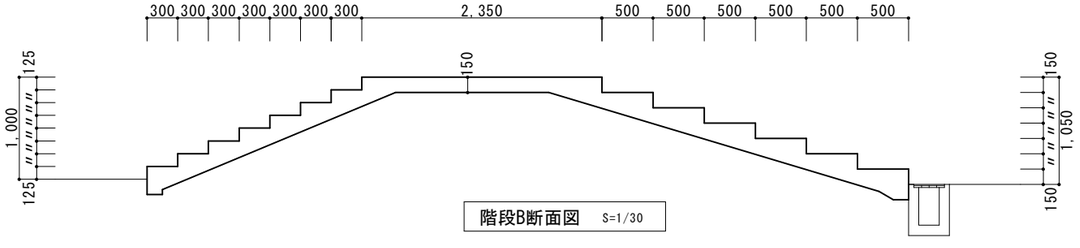
矩　計　図　S=1/30



階段A断面図　S=1/30

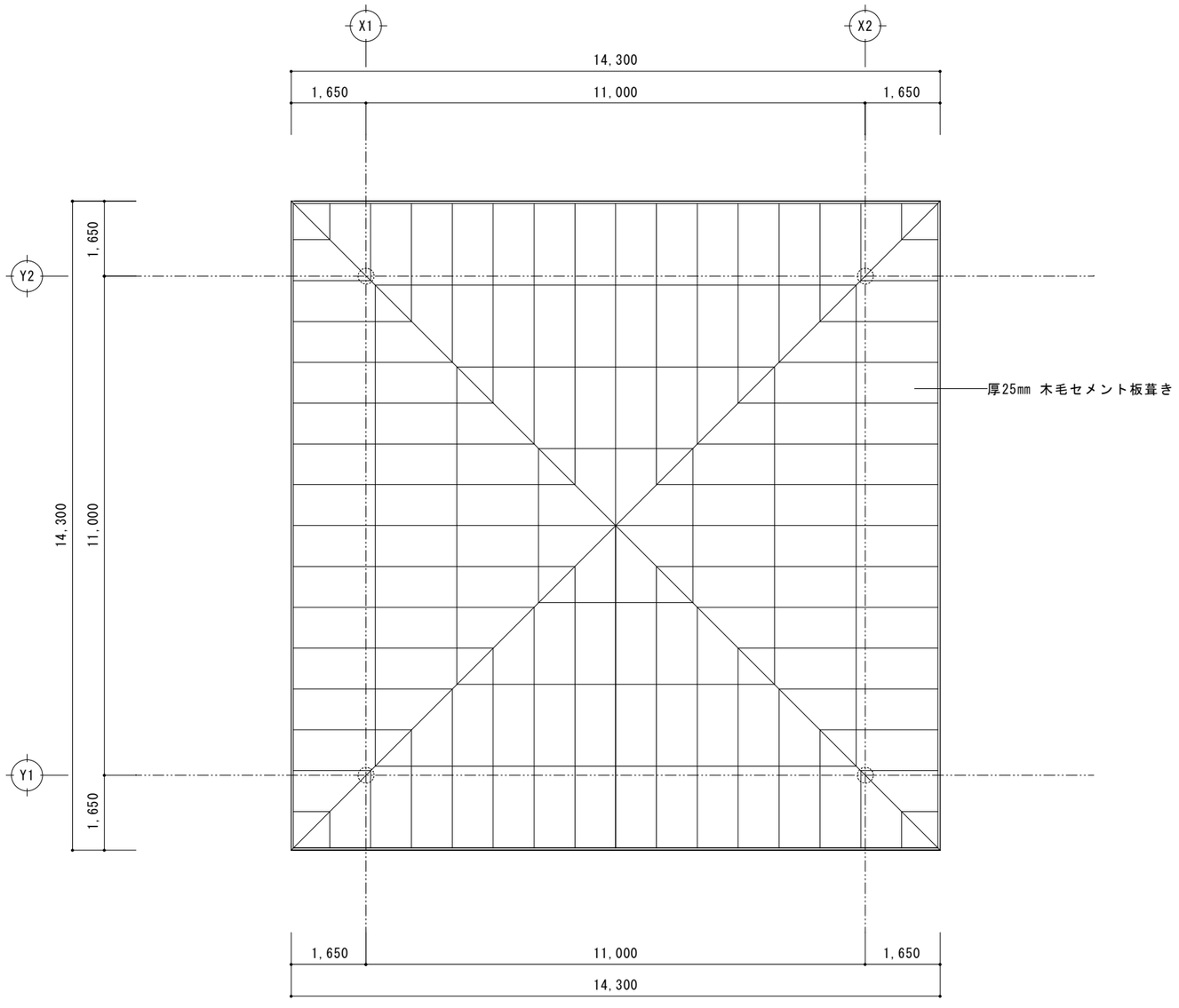


階段C断面図　S=1/30



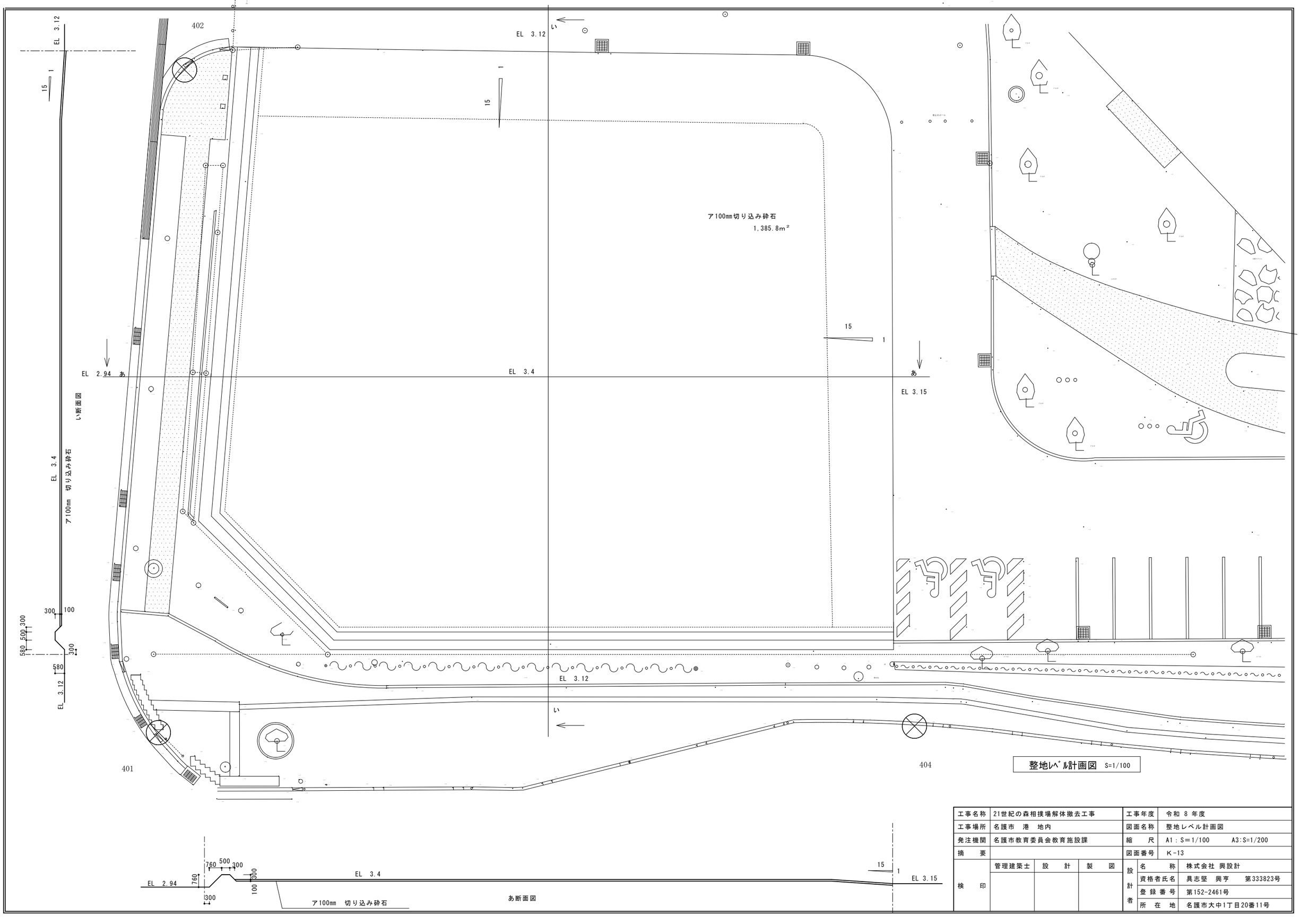
階段B断面図　S=1/30

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度		
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	部 分 詳 細 図		
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	A1：S＝1/30　　A3:S=1/60		
摘　要				図面番号	K-11		
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計	
					資格者氏名	具志堅　興亨　　第333823号	
					登 録 番 号	第152-2461号	
					所　在　地	名護市大中1丁目20番11号	



天井伏図 S=1/60

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度		
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	天 井 伏 図		
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	A1：S＝1/60　　A3:S=1/120		
摘　要				図面番号	K-12		
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計	
					資格者氏名	具志堅　興亨　　第333823号	
					登録番号	第152-2461号	
					所　在　地	名護市大中1丁目20番11号	



工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度		
工事場所	名護市 港 地内			図面名称	整地レベル計画図		
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮 尺	A1：S＝1/100 A3:S=1/200		
摘 要				図面番号	K-13		
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称	株式会社 興設計	
					資格者氏名	具志堅 興亨 第333823号	
					登録番号	第152-2461号	
					所 在 地	名護市大中1丁目20番11号	

TBM#1
EL=2.962

402

403

404

401

403-1

6489-4

6489-3

6489-2

6489-1

6490-1

1060-2

1060-3

車止めポール

仮囲い⑦ L＝26.20m

仮囲い⑥ L＝7.80m

仮囲い⑧ L=9.70m

仮囲い① L=13.50m

仮囲い⑤ L＝17.50m

仮囲い④ L＝11.10m

仮囲い③ L＝33.90m

仮囲い② L=6.00m

H=2,000
ｸﾛｽｹﾞｰﾄ

6,000

水道

アカギ

ｺﾆﾌｧｲﾝ

ﾄｳﾋﾔﾘ

ｶﾂﾗ

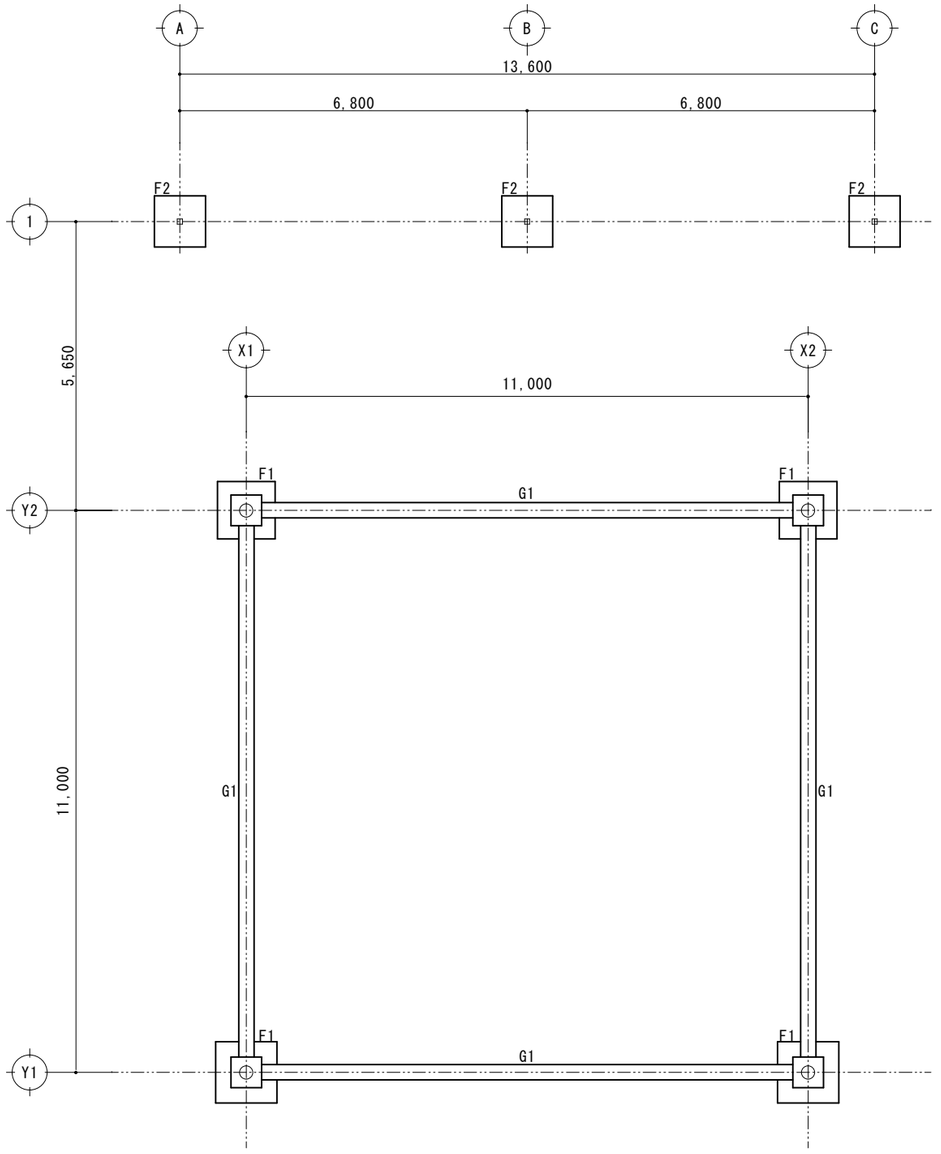
ｼﾗﾀﾏﾕｷｼﾀ

ﾋﾏﾗﾔ

ﾄｳﾋﾔﾘ

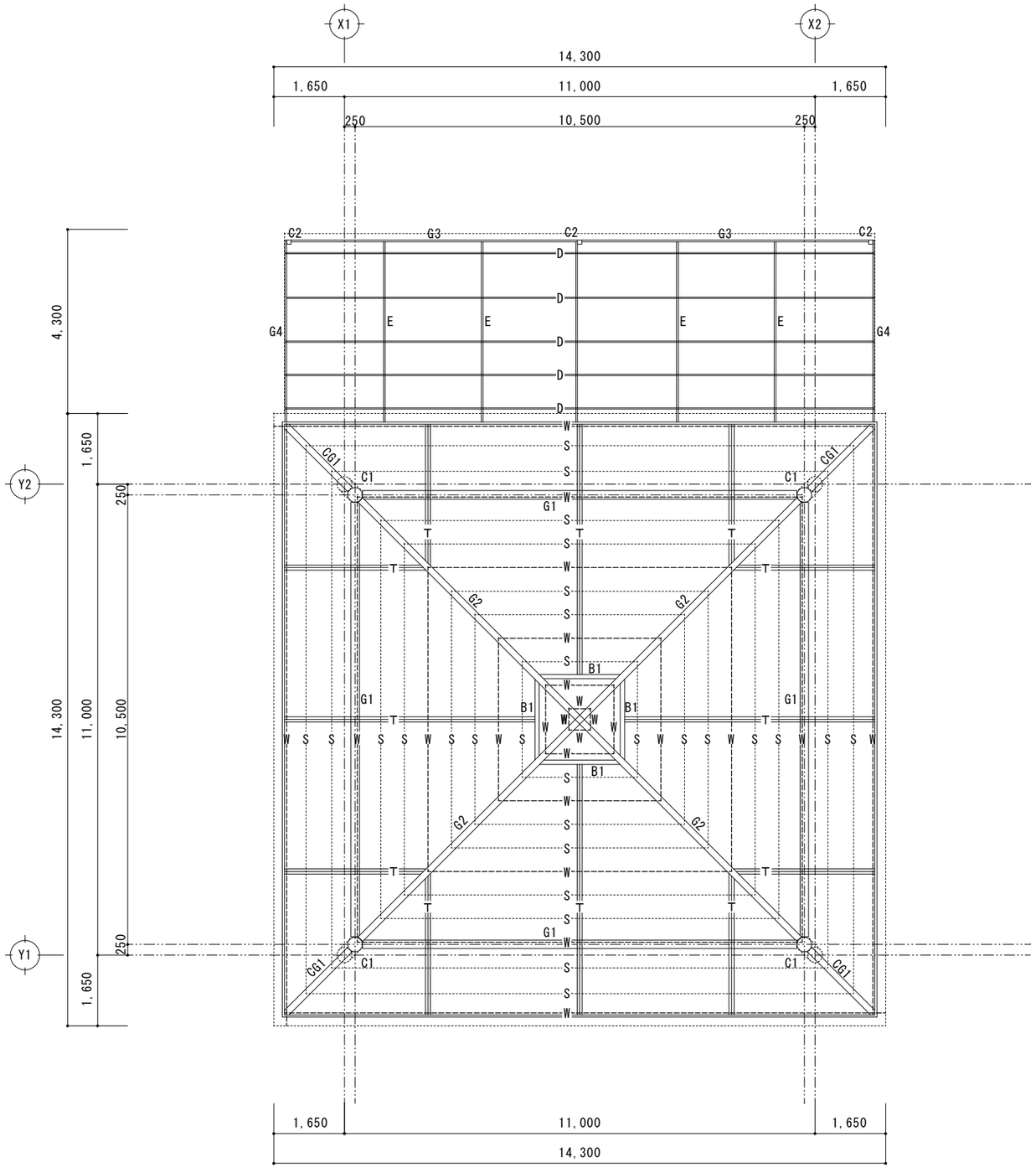
ﾄｳﾋﾔﾘ

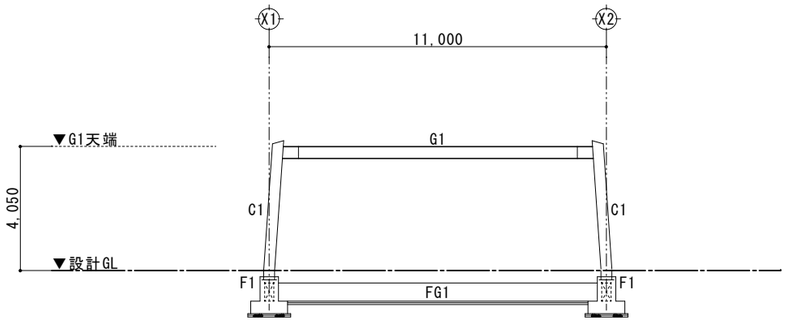
ﾄｳﾋﾔﾘ



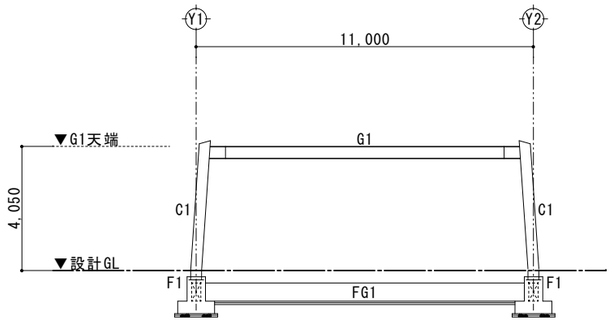
基礎伏図 S=1/60

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市 港 地内			図面名称	基 礎 伏 図	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮 尺	A1：S＝1/60 A3:S=1/120	
摘 要				図面番号	K-15	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称	株式会社 興設計
					資格者氏名	具志堅 興亨 第333823号
					登録番号	第152-2461号
					所 在 地	名護市大中1丁目20番11号

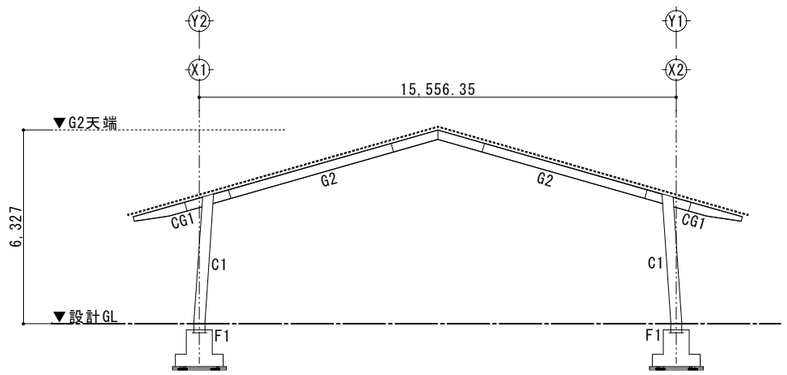

X1
X2
Y1
Y2
14,300
1,650
11,000
1,650
250
10,500
250
4,300
1,650
250
14,300
11,000
10,500
250
1,650
C2
G3
C2
G3
C2
G4
E
E
E
E
G4
D
D
D
D
D
W
S
S
W
S
T
S
W
S
S
W
S
W
S
S
W
S
S
W
S



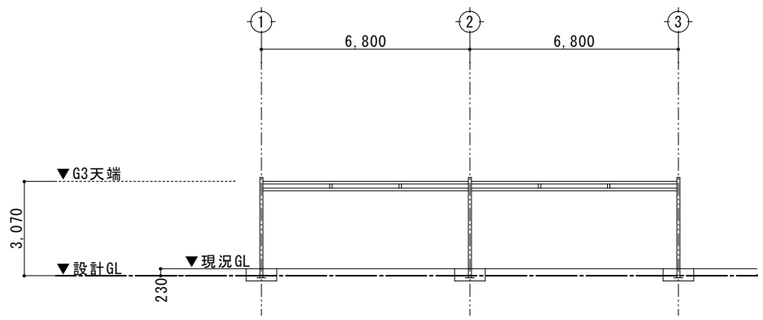
Y1・Y2通り軸組図



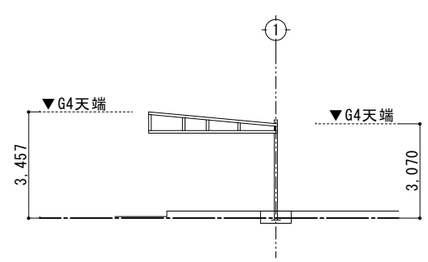
X1・X2通り軸組図



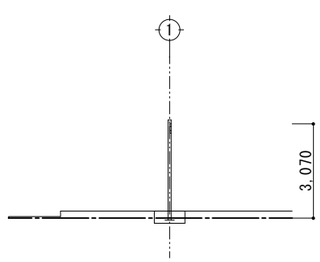
ナナメ方向軸組図



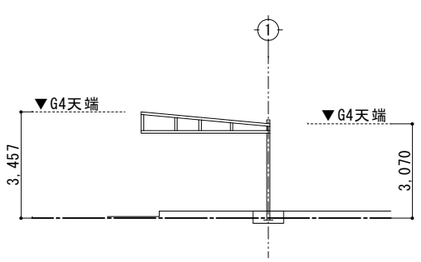
0通り軸組図



A通り軸組図

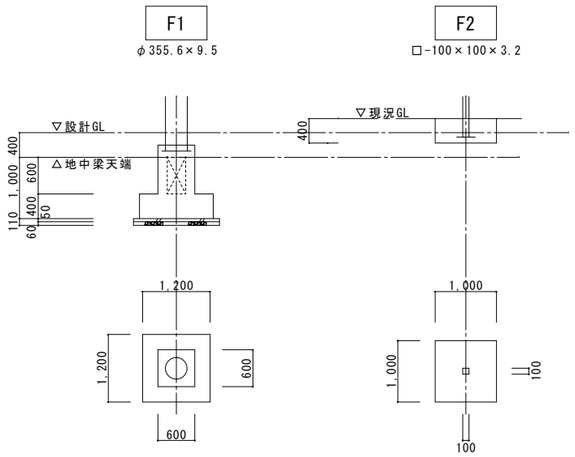


B通り軸組図



C通り軸組図

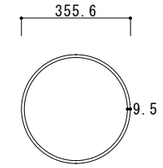
工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	軸　組　図	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	A1：S＝1/100　　A3:S=1/200	
摘　要				図面番号	K-17	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計
					資格者氏名	具志堅　興亨　　第333823号
					登録番号	第152-2461号
					所　在　地	名護市大中1丁目20番11号



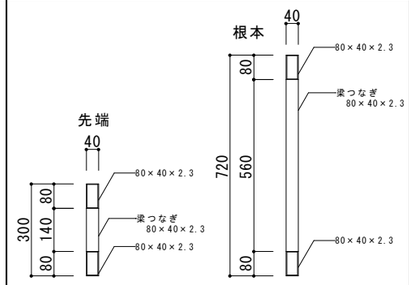
基礎詳細図　S=1/50

地中梁リスト		
符　号	FG1	
位　置	全断面	
断　面	▼設計GL 400	
B × D	300x600	
上端筋	-	
下端筋	-	
ＳＴＰ	-	
腹　筋	-	

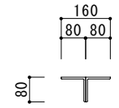
C1　φ355.6×9.5　S=1:10



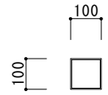
G4　80×40×2.3　S=1:10



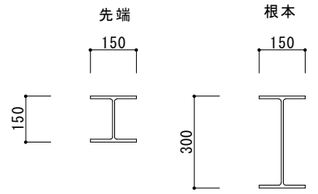
W　80×80×6　S=1:10



C2　100×100×3.2　S=1:10



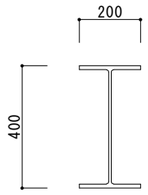
CG1　H-300×150×6.5×9　S=1:10



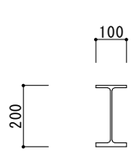
D　60×30×2.3　S=1:10



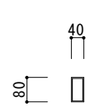
G1　H-400×200×8×13　S=1:10



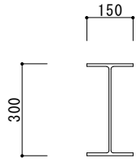
B1　H-200×100×5.5×8　S=1:10



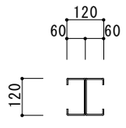
E　80×40×2.3　S=1:10



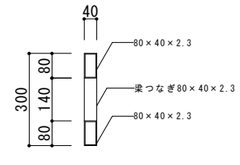
G2　H-300×150×6.5×9　S=1:10



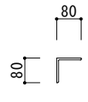
T　120×60×20×3.2　S=1:10



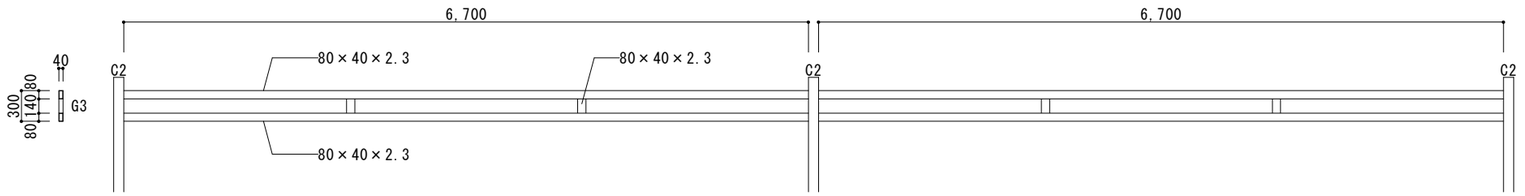
G3　80×40×2.3　S=1:10



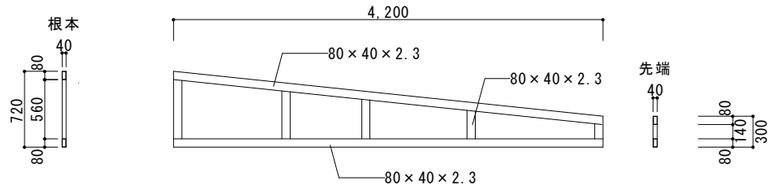
S　80×80×6　S=1:10



工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	部材リスト	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	A1：S＝1/10・50　A3:S=1/20・100	
摘　要				図面番号	K-18	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計
					資格者氏名	具志堅　興亨　第333823号
					登録番号	第152-2461号
					所　在　地	名護市大中1丁目20番11号

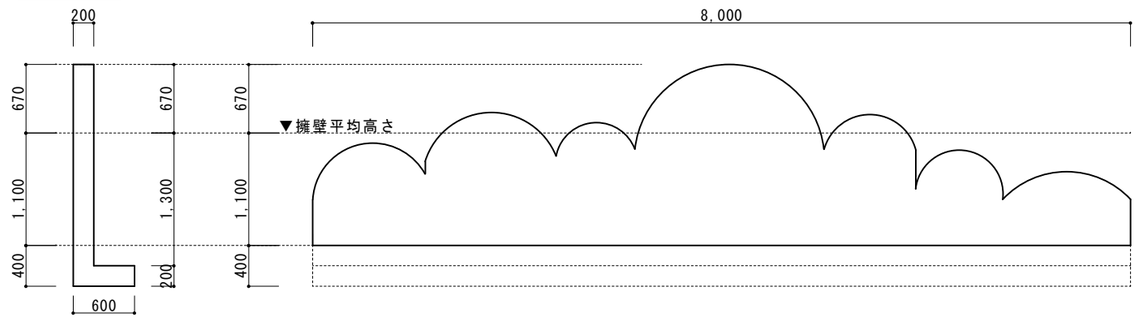


G3詳細図 S=1/30



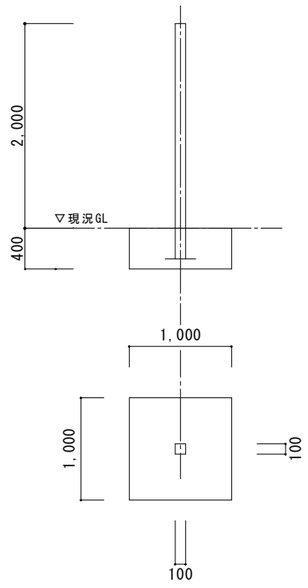
G4詳細図 S=1/30

階段擁壁 2ヶ所



支柱A 7ヶ所

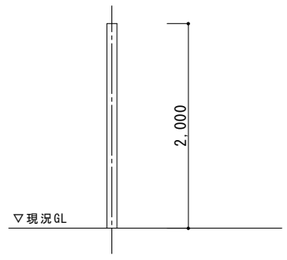
□-100×100×3.2



支柱A詳細図 S=1/30

支柱B 2ヶ所

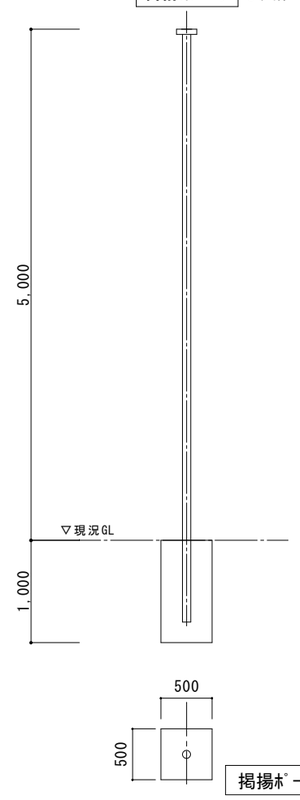
□-100×100×3.2



※基礎無し（ｺﾝｸﾘｰﾄ壁にﾎﾞﾙﾄ留め）

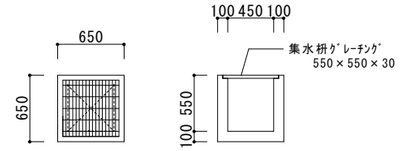
支柱B詳細図 S=1/30

掲揚ポール 3ヶ所

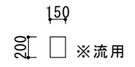


掲揚ﾎﾟｰﾙ詳細図 S=1/30

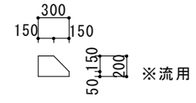
集水桝 2ヶ所



石材縁石-1 71.4m



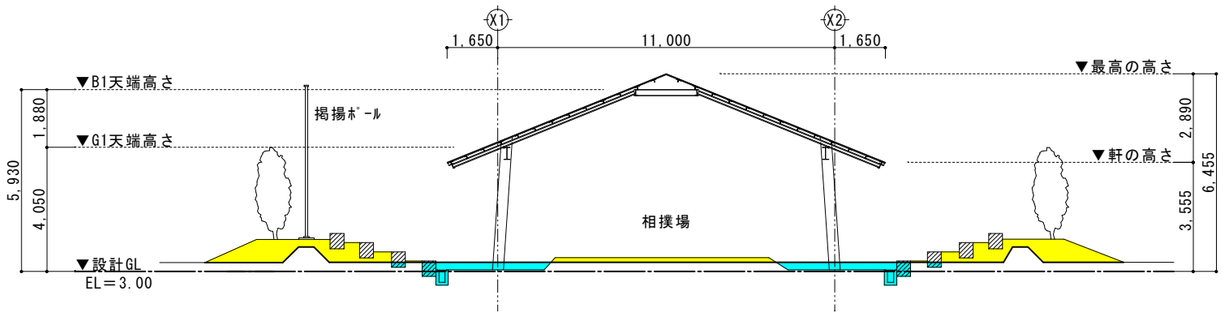
石材縁石-2 2.8m



コンクリート歩道 150.6m2



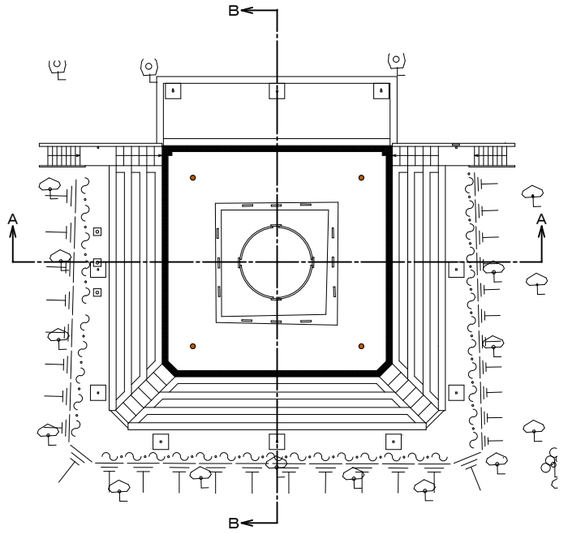
工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度		
工事場所	名護市 港 地内			図面名称	部材詳細図		
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮尺	A1：S＝1/30 A3:S=1/60		
摘要				図面番号	K-19		
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	株式会社 興設計	
					資格者氏名	具志堅 興亨 第333823号	
					登録番号	第152-2461号	
					所在地	名護市大中1丁目20番11号	



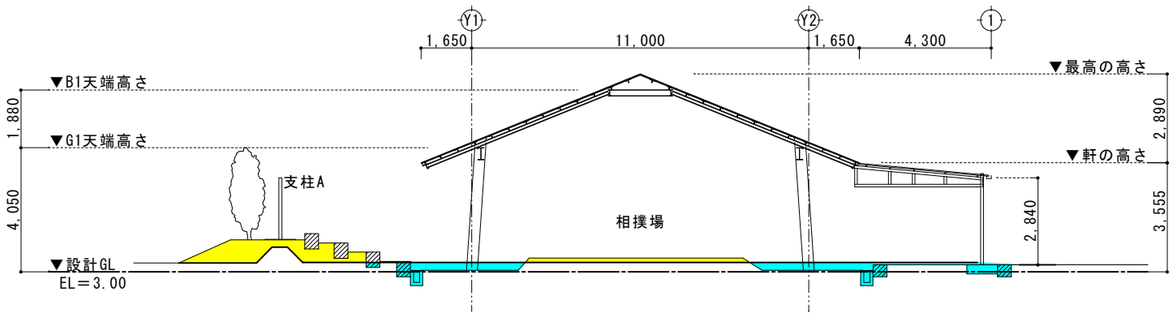
Ａ－Ａ断面図 S=1/100

切土を示す

盛土を示す



断面図KEYPLAN



Ｂ－Ｂ断面図 S=1/100

切土を示す

盛土を示す

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	横断図（参考図）	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	A1：S＝1/100　　A3:S=1/200	
摘　要				図面番号	K-20	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計
					資格者氏名	具志堅　興亨　　第333823号
					登録番号	第152-2461号
					所在地	名護市大中1丁目20番11号

解体工事特記仕様書（電気設備）

Ⅰ．工事概要

１．工　事　名　21世紀の森相撲場解体撤去工事

２．工 事 場 所　名護市　港　地内

３．建 物 概 要

建築物の名称	構　造	階　数	延べ面積（m^2）
相撲場	鉄骨造	１階建	
計			

Ⅱ．工事仕様

１．共通仕様

（１）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「標準仕様書」と言う。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「改修標準仕様書」と言う。）による。

（２）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書（令和７年版）」「建築工事安全施工技術指針」、「建築工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」、「建設副産物適正処理推進要綱」による。
又、関連法規（建設リサイクル法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法）及び国土交通省建設リサイルガイドラインを遵守し、施工を行なう。

２．特記仕様

（１）項目は番号に　○ 印のついたものを適用する。

（２）特記事項は　○印の付いたものを適用する。　但し　○ 印のない場合は※印を適用する。
⊙ 印と　※ 印のついた場合は、共に適用する。

（３）特記事項に記載の（　　）内表示は、本標準項目、当該図面又は当該表を示す。

Ⅲ．一般事項

１．適用範囲

21世紀の森相撲場解体撤去工事に適用する。

２．用語の定義

本仕様書のに於いて用いる用語の意味は、次のとおりとする。

１）「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物をその処理形態に応じて分別し、当該建築物を計画的に解体する行為いう。

２）「破壊解体」とは、圧砕機又はブレーカー等により、躯体を破砕して解体する行為をいう。

３）「転倒解体」とは、壁・柱等の転倒方向を定め脚部の一部を破壊し、所定の方向に転倒させ解体する行為をいう。

４）「部材解体」とは、カッター又はワイヤソー等により、躯体を部材ごと、又は柱と梁等の部材が組み合ったブロックごとに、切り離し解体する行為をいう。

５）「自立状態」とは、対象となる柱又は壁等が、控となっていた他の架槽や壁等から切離され、自立した状態をいう。

Ⅳ．調査・事前措置

１．施工調査

解体施工に係る施工調査は、特別管理処理、再使用、再資源化等に分類し調査を行う。

１）設計図書と現場との整合性を調査

２）施工計画、処理方法

３）上記１）２）をまとめて報告書作成

２．事前措置

ａ）特別管理産業廃棄物等がある場合は、特別管理産業廃棄物等の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画、改修計画を定め施工計画書に記載する。

ｂ）建築物等の解体に先立ち、各種設備の電源供給が停止していることを確認する。
なお、電線、ケーブル等の供給等の切断は、次の１）及び２）による。

１）切断は、躯体に支障がない位置で適切に行い、切断位置は、記録を残し、監督職員に提出する。

２）新たに配管・配線等の切り回しが必要となる場合は、監督職員と協議する。

ｃ）落下するおそれのある付属物は撤去する。

ｄ）建築物等の解体に際して、周辺環境に害虫等による影響が予測される場合は、駆除等を行う。

ｅ）電気設備のコンデンサー等は、残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。

Ⅴ.建築物の解体手順

１.解体手順

解体手順は、次の１）から７）による。ただし、解体施工の技術上これにより難い場合は手順を変更し、監督職員に報告する。

１）建築設備

２）内・外装材

３）屋根瓦材等

４）躯体

５）基礎・杭その他

６）構内舗装等

７）地下埋設物、埋設配管

章	項　目	特　記　事　項
① 解体工事	① 解体方法	⊙ 電気設備は、次の１）から７）に分別解体する。 １）蛍光ランプ・ＨＩＤランプ ２）小形二次電池 ３）機器類 ４）断熱材 ５）配管類 ６）電線・ケーブル類 ７）その他の電気設備 ⊙ 地下埋設物・埋設配管 解体工事範囲内の地下埋設物及び埋設配管等の解体は本工事の範囲とする。 地下埋設物及び埋設配管等は分別解体する。
② 建設廃棄物の処理	① 再資源化	⊙ 下記の項目については、再資源化を行うものとする。 １）建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物 ２）蛍光ランプ・ＨＩＤランプ ３）小形二次電池 ４）機器・配管等の金属類 ５）電線・ケーブル類 ６）その他電気設備 ⊙ 上記解体廃棄物を再資源化した場合は、再資源化の方法、再資源化されたものの数量 受け入れ先等を記載した調書を監督員に提出する。 ⊙ 再資源化された建設廃棄物の現場での利用は、監督員の承諾を得ること。
③ 特別管理産業廃棄物の処理	① 特別管理産業廃棄物等の処分等	⊙ ＰＣＢを含む機器類 （１）変圧器、コンデンサー、蛍光灯器具の安定器等、ＰＣＢを含む機器類はＰＣＢ飛散、流出等がないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督員に引き渡す。 （２）引き渡しに当たっては調書を作成して、監督員に提出する。 （３）ＰＣＢ含有の確認は、事前に専門業者に調査依頼し調書作成の上、監督員に報告する。
④ 解体に伴う切離し配線の処理	① 官公署への手続き	⊙ 解体、撤去工事に伴ない官公署に申請、届け出の必要が有れば遅滞なく行う。 なお、当該に係る費用は請負者の負担とする。
	② 機材等	⊙ 使用機材は設計図書に示す品質及び性能を有し、監督員の承諾を受ける。
	③ 工事用電力、水、その他	⊙ 本工事に必要な工事用電力、水等の費用は請負者の負担とする。
	④ 既設配線の撤去及び、切廻し	⊙ 解体建物への電気配線は事前に撤去及び絶縁処理を行う。
		⊙ 撤去、返却する物品ついては一覧表を作成し監督員の確認を受ける。

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	解体工事特記仕様書（電気設備）	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	NO.SCALE	
摘　要				図面番号	E-01	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計
					資格者氏名	具志堅　興亨　第333823号
					登録番号	第152-2461号
					所　在　地	名護市大中1丁目20番11号

屋外灯撤去（基礎共）

屋外灯撤去（基礎共）

A　X1　B　X2　C

11,000

5,650

11,000

1

Y2

Y1

コンセント撤去×2ヶ所
2P15A×2
防護カバー付

電灯盤(SUS,WP)撤去
ELB3P30A,NFB2P20A×4
450W×500H×150D(埋込型)
1次側：CV5.5-3C(FEP30)地中埋設

水銀灯撤去×４台
HID400W（安定器共）

UP　階段B　DN　支柱B

DN　階段A　UP

水道

階段C

階段C

支柱A

支柱A

支柱A

支柱A

支柱A

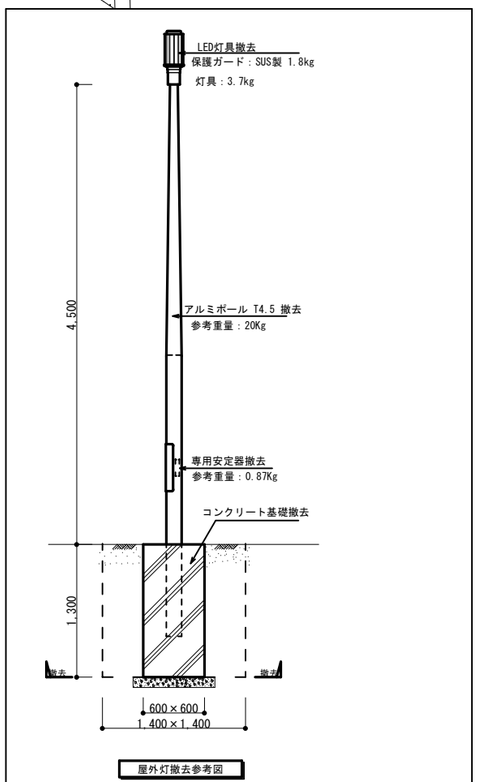
コバテイシ

コバテイシ

アカギ

アカギ

アカギ



屋外灯撤去参考図

特記事項
1．撤去範囲内の不要な埋設配管及びケーブル類の撤去を行うものとする。
2．埋設ケーブルなど切回しが必要な箇所に付いては、監督職員と協議の上、行うものとする。

特　記

1.電灯幹線の行き先を調査後、撤去とする。

電気設備図（撤去）

A3版　S=1/120
A1版　S=1/60

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度		
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	電気設備図（撤去）		
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮尺	A1：S＝1/60　　A3:S=1/120		
摘要				図面番号	E-02		
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	株式会社 興設計	
					資格者氏名	具志堅　興亨　　第333823号	
					登録番号	第152-2461号	
					所在地	名護市大中1丁目20番11号	

名護市労働福祉センター

新設
名護市光ケーブル架空配線

既設
名護市光ケーブル撤去

21世紀の森屋内運動場

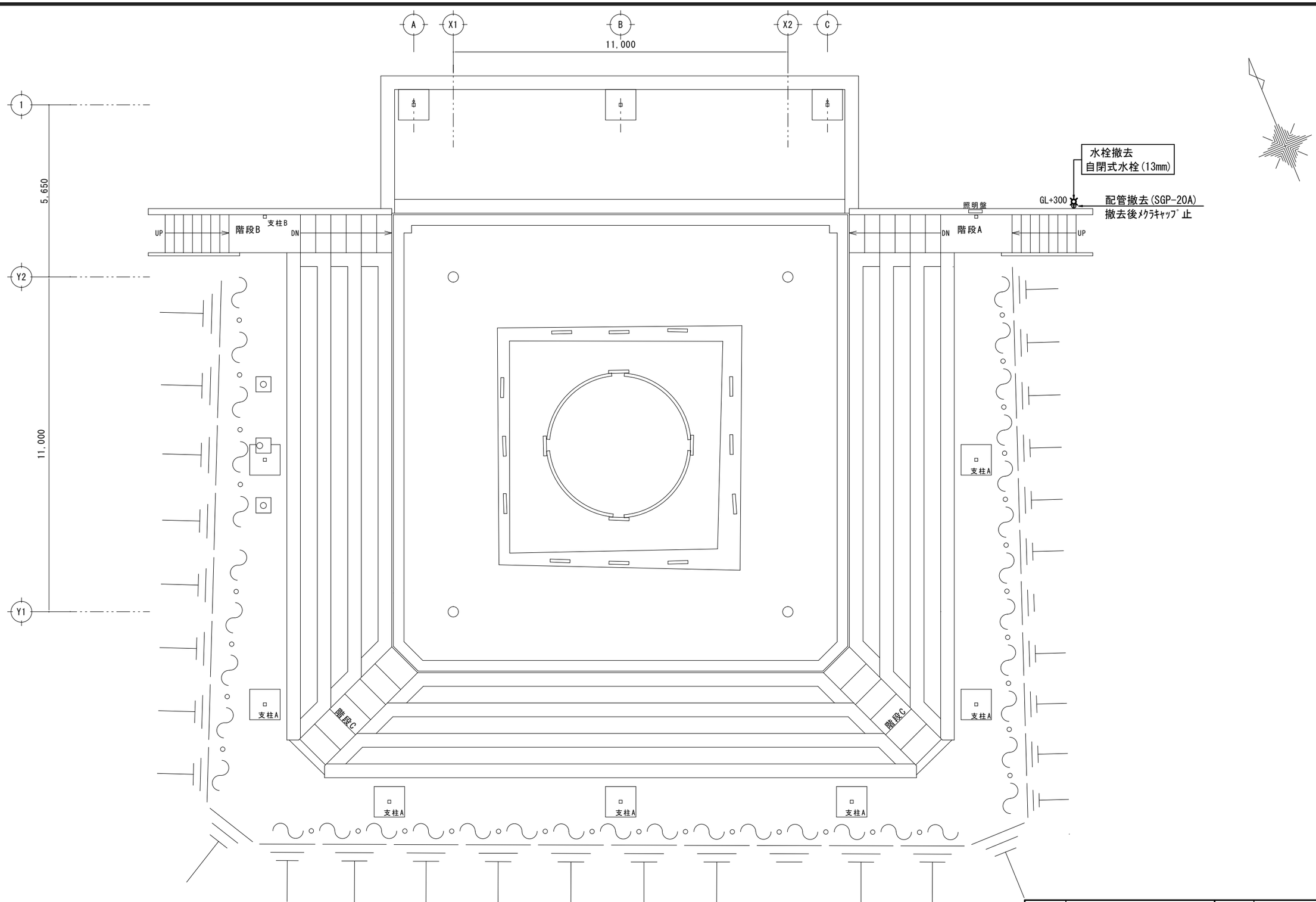
新設
名護市光ケーブル配管

既設
名護市光ケーブル撤去

コンクリート柱

403-1

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度		
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	電気設備図（光ケーブル張替）		
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	A1：S＝1/50　　A3:S=1/100		
摘　要				図面番号	E-03		
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計	
					資格者氏名	具志堅　興亨　　第333823号	
					登録番号	第152-2461号	
					所　在　地	名護市大中1丁目20番11号	



機械設備図（撤去）　A3版　S=1/120　A1版　S=1/60

特　記

1.給水配管の行き先を調査後、撤去とする。

工事名称	21世紀の森相撲場解体撤去工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	名護市　港　地内			図面名称	機械設備図（撤去）	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮　尺	A1：S＝1/60　A3:S=1/120	
摘　要				図面番号	M-01	
検　印	管理建築士	設　計	製　図	設計者	名　称	株式会社 興設計
					資格者氏名	具志堅　興亨　第333823号
					登録番号	第152-2461号
					所　在　地	名護市大中1丁目20番11号